



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 A S I A N S T A R
代 表 者 名 代表取締役社長 小 坂 竜 義
(J A S D A Q コード 8946)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 田 中 忍
T E L (045) 324-2444 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月16日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行及びこれに伴う定款の一部変更を平成28年3月25日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事については、本日付「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実と取締役会の監査・監督機能の強化により、経営の公正性と効率性の向上を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 37 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日から施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員が社外取締役から非業務執行取締役まで広がったことから、現行定款第25条2項(取締役の責任免除)の変更を行うものであります。当該変更においては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 25 日 (金)

以 上

(別紙)

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条～第16条 (条文省略) (員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 (新設) (選任の方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行なう。 3 取締役の選任決議は、累積投票によら ないものとする。 (新設) (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第16条 (現行どおり) (員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締 役を除く。)</u> は、 <u>10</u> 名以内とする。 <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、 <u>3</u> 名以内とする。 (選任の方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役 は、それ以外の取締役と区別して選任する ものとする。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当社は、法令に定める監査等委員 である取締役の員数を欠くことになる場 合に備え、株主総会において補欠の監査等 委員である取締役を選任することができ る。</u> (任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を 除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>3 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任の方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第33条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任議案の定足数は、第27条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第34条～第39条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第29条～第34条</u> (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により <u>第37期定時株主総会において決議された定款一</u> <u>部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったこと</u> <u>による監査役（監査役であった者を含む。）の損害</u> <u>賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議</u> <u>によって免除することができる。</u></p>